

KPMG Insight

KPMG Newsletter

January 2015

会社法の改正に伴う会社更生法 施行令及び会社法施行規則等の 改正案の意見募集



Africa CyberCorpo

Philippines

Corporate Security Turkey
enewsletter | IK ASEAN

Myanmar IFRS in Healthcare IFRS
IPO China IFRS IT Korea

Risk IFN91 Korea

es Au
qui
Minera
bill
All
portio
ent T
an

Report management

Tax
Com
on
DE
ated
Man
et

A care IPO **ut** Q integr Vi

Risk Health Asia A L In CSR China

China
CSR

M&A ENERGY
aysis

IFRS EMA Americas Singapore Czech mal

Va America Singapore IFRS

&A
mer Taiwan Turkey Japan

www.global

Vietnam Russia IPO
EMA Tax Inquiry

CSR Ind

e Myanmar Americas IFRS Advisory

MA Ch Pe China Cyber Turkey TAX Banca

Turkey TAX Pension
economic

Mya

Volume

10

ENERGY
IP

SB

Korea Integrated Reporting

会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び 会社法施行規則等の改正案の意見募集

有限責任 あづさ監査法人 監査品質管理部

パートナー 和久 友子

マネジャー 坂本 幸寛

平成 26 年 6 月 20 日に成立し、同月 27 日に公布された「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、また、企業結合に関する会計基準の改正等を踏まえ、平成 26 年 11 月 25 日に、会社更生法施行令及び会社法施行規則、会社計算規則その他の法務省令の改正案の意見募集が開始されました。本改正案は、平成 26 年 12 月 25 日までの意見募集期間を経て、原則として、改正法の施行日から施行されることが見込まれています。なお、本意見募集にあたり、改正法の施行日は、平成 27 年 5 月 1 日を予定していることが明らかにされています。

以下、本改正案のうち、会社法施行規則及び会社計算規則に関する主な項目について、その概要を紹介します。

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。



和久 友子

有限責任 あづさ監査法人
監査品質管理部
パートナー



坂本 幸寛

有限責任 あづさ監査法人
監査品質管理部
マネジャー

【ポイント】

- 会社法の改正に伴い、会社法施行規則等の改正案の意見募集が開始され、本意見募集にあたり、改正法の施行日が平成 27 年 5 月 1 日を予定していることが明らかになった。
- 本改正案には、会社法の改正に伴い、改正会社法で新たに設けられる監査等委員会設置会社に係る規定の整備、社外取締役等に関する株主総会等参考書類、事業報告等に係る規律の改正、子会社等及び親会社等に係る規定の新設、多重代表訴訟等に係る規定の整備、内部統制システムの整備に係る規定の改正、特別支配株主の株式等売渡請求に係る規定の整備、「社外役員」等の定義規定の改正、ウェブ開示事項の拡大等が盛り込まれている。
- 施行時期は、原則として改正法の施行日（平成 27 年 5 月 1 日予定）から施行されるが、一定の経過措置が定められる見込みである。

関係諸法令の条文略記

法令	条文引用
会社法	法
会社法施行規則	施規
会社法計算規則	計規

I はじめに

平成26年6月20日に成立し、同月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、また、企業結合に関する会計基準の改正等を踏まえ、平成26年11月25日に、会社更生法施行令及び会社法施行規則、会社計算規則その他の法務省令の改正案の意見募集が開始されました。本改正案は、平成26年12月25日までの意見募集期間を経て、原則として、改正法の施行日から施行されることが見込まれています。

なお、改正法の施行日は、改正の公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とされており(改正法附則1)、平成27年4月ないし5月と言われていましたが、本意見募集にあたり、平成27年5月1日から施行することを予定していることが明らかにされています。

以下、本改正案のうち、会社法施行規則及び会社計算規則に関する主な項目について、その概要を紹介します。

II 改正案の概要

1. 監査等委員会設置会社に係る規定の整備等

改正法により株式会社の機関設計として新たに設けられる監査等委員会設置会社制度に関して、監査等委員会の議事録(施規110の3)及び業務の適正を確保するための体制(施規110の4)に関する規定が設けられました。

監査等委員会設置会社において、常勤の監査等委員は義務付けられていないものの、業務の適正を確保する体制を利用するという考え方により、事業報告において、常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由を記載することとされています(施規121⑩イ)。なお、指名委員会等設置会社においても同様に、常勤の監査委員の選定の有無及びその理由を記載することとされています(施規121⑩ロ)。

また、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べることが

できますが(法342の2IV)、取締役の選任に関する議案を提出する場合において、この規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要を株主総会参考書類に記載することとされています(施規74 I③)。

このほか、創立総会の議事録(施規16)、累積投票による設立時取締役の選任(施規18)、種類株主総会における取締役又は監査役の選任(施規19)、種類株式の内容(施規20)等、所要の規定の整備が行われています。

2. 内部統制システムの整備に係る規定の改正

いわゆる内部統制システムの整備に係る規定に関して、①改正法による「当該株式会社及びその子会社から成る企業集團の業務の適正を確保するために必要な体制」の整備の会社法への格上げ(法348Ⅲ④、362Ⅳ⑥等)に伴う見直し(施規98 I、100 I等)を行うとともに、②監査を支える体制や監査役による使用者からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化等を図るための改正(施規98Ⅳ、100Ⅲ等)が行われました(図表1参照)。

3. 株主総会参考書類、事業報告及びその附属明細書に係る規定の改正

(1) 株主総会参考書類に係る規定の改正

本改正案では、社外取締役を置いていない一定の株式会社等が、取締役の選任議案を株主総会に提出する場合に、社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類に、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならないこととされました(施規74の2I・II)。ここで社外取締役を置くことが相当でない理由は、当該会社のその時点における事情に応じて記載しなければならないこと、社外監査役が2人以上あることをもって当該理由とすることはできないことが明示されています(同III)。

また、改正法では、社外取締役等に期待される監査・監督機能の実効性を高める観点より、社外性要件が厳格化されています(法2⑯)、本改正に伴う社外取締役候補者に関する株主総会参考書類の記載事項の見直し(施規74Ⅳ⑥)、監査等委員会設置会社における監査等委員以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の内容の概要の記載(1. 参照)等、株主総会参考書類に係る規定について所要の改正が行われています(施規74、74の3、75、76等)。

(2) 事業報告及びその附属明細書に係る規定の改正

事業年度の末日において社外取締役を置いていない一定の株式会社は、社外取締役を置くことが相当でない理由を当該事業年度に係る事業報告の内容としなければならないこととされています(施規124 II)。(1)の株主総会参考書類の記載と

同様、社外取締役を置くことが相当でない理由は、会社の当該事業年度における事情に応じて記載等しなければならないこと、社外監査役が2人以上あることのみをもって当該理由とすることはできないことが明示されています（同Ⅲ）。

また、内部統制システムの運用状況の概要を事業報告の内容に追加しています（施規118②）。

さらに、当該会社とその親会社等との間の一定の利益相反取引について、次に掲げる事項を事業報告又は（会計監査人設置会社以外の会社については）その附属明細書の内容に追加しています（施規118⑤、128Ⅲ、計規112Ⅰ但し書）。

- 当該取引をするにあたり会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）。
 - 当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断及びその理由。
 - 社外取締役を置く会社において、取締役（会）の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見。
- ※ なお、当該事項については監査役等の意見が必要となる（施規129Ⅰ⑥等）。

そのほか、監査等委員会設置会社における常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由の記載の追加（1. 参照）、事業年度末日において多重代表訴訟の対象となる重要な子会社に関する事項の追加（7. 参照）等、その他所要の改正が行われています（施規121、123、124等）。

4. 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権の監査役等への付与等に係る改正

改正法では、会計監査人の選解任等の議案の内容については、監査役等が決定権を有することとされました（会344Ⅰ、Ⅲ、399の2Ⅲ②）。これに伴い、会計監査人の選任に関する議案については、株主総会参考書類において、監査役等が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由を、株主総会の参考書類に記載することとされています（施規77③）。

また、事業年度の末日において公開会社である場合には、当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬額について、監査役等が会計監査人の報酬の同意をした理由を記載することとされています（施規126②）。

図表1 内部統制システム（法348Ⅲ④、362Ⅳ⑥、施規98Ⅰ・Ⅳ、100Ⅰ・Ⅲ等）

改正案	現行
① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	①（同左）
② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	②（同左）
③ 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	③（同左）
④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	④（同左）
⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	⑤（同左）
⑥ 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制 ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項	⑦（同左）
⑧ ⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項	⑧（同左）
⑨ 監査役の⑦の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	（新設）
⑩ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制 イ 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制 ロ 当該会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制	⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑪ ⑩の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	（新設）
⑫ 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項	（新設）
⑬ その他の会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	⑩（同左）

5. 子会社等及び親会社等に係る規定の新設

改正法により新たに設けられる定義語である「子会社等」(法2条③の2)及び「親会社等」(法④の2)について、法務省令に委任された内容を定める規定(施規3の2)が新設されています。ここで現行の子会社又は親会社と、改正法における子会社等又は親会社等との関係を示すと、図表2のようになります。

6. 定義規定の改正

「社外役員」(施規2Ⅲ⑤)、「社外取締役候補者」(同⑦)、「社外監査役候補者」(同⑧)及び「特定関係事業者」(同⑯)の定義の見直しその他の所要の改正が行われています。

7. 多重代表訴訟に係る規定の整備

改正法では、親会社(持株会社)による子会社等の監督が不十分なため、子会社等の不祥事や業績の悪化がグループ経営に悪影響を及ぼし、親会社の株式価値を毀損するような事態が懸念されることから、親会社の株主を保護する観点より、旧株主による責任追及の訴え及びいわゆる多重代表訴訟制度が新設されました(法847の2、847の3)。当改正に伴い、提起請求の方法(施規218の2、218の5)及び不提起理由の通知方法(施規218の4、218の7)を定める規定を設けるほか、所要の規定の整備が行われています(施規113、218の3、218の6等)。

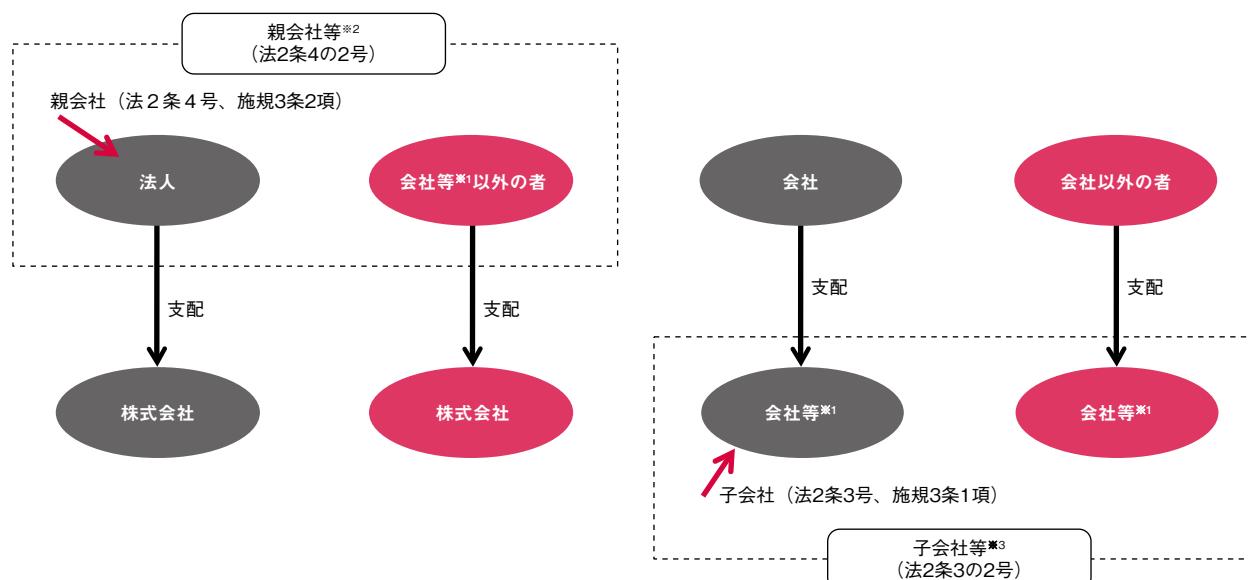
なお、事業年度の末日において多重代表訴訟の対象となる重要な子会社(特定完全子会社)がある場合には、当該特定完全子会社の名称及び住所、会社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額、会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額について、事業報告に記載することとされています(施規118④)。

8. 特別支配株主の株式等売渡請求等に係る規定の整備

意思決定の迅速化、柔軟な経営の実現、株主管理コストの削減等を目的として、改正法において、特別支配株主の株式等売渡請求制度、いわゆるキャッシュ・アウト(現金を対価とする少数株主の株式会社からの排除)が新設されました(法179以下)。この制度において排除される少数株主の利益に配慮して、株式等売渡請求に際して特別支配株主が定めるべき事項(施規33の5)並びに対象会社の事前開示事項(施規33の7)及び事後開示事項(施規33の8)を定める規定を設けるほか、所要の規定の整備が行われています(施規22、33の4、33の6、35等)。

なお、この制度に対しては、国会審議において、売渡株主の保有する株式が、特別支配株主が対価を支払っていなかつたとしても特別支配株主が定めた取得日に移転することとされていることから、売渡株主に同時履行の抗弁権が奪われるなど、売渡株主の権利が大幅に制限される正当性が明らかでないとの指摘がなされたことを踏まえ、対象会社の事前開示事項に株式売渡対価の交付の見込みに関する事項(当該見込

図表2 改正法における子会社等又は親会社等との関係



※1 会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)その他これらに準ずる事業体。

※2 親会社等は、親会社(会社等)に加え、ある者(会社等以外の者)が会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者(施規3の2II)とされている。

※3 子会社等は、会社に加え、会社以外の者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等(施規3の2I)とされている。

みに関する対象会社の取締役の判断及びその理由を含む)が含まれています(施規33の7②)。

また、全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合に係る規律の改正(法171の2、173の2、182の2、182の6等)に関する事前開示事項(施規33の2、33の9)及び事後開示(施規33の3、33の10)を定める規定を設けるほか、所要の規定の整備が行われています(施規85の2、85の3等)。

9. ウェブ開示事項の拡大

いわゆるウェブ開示事項を拡大するため、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に係るウェブ開示事項の範囲の見直し等が行われています(施規94条、133、計規133)。

なお、従来から、ウェブ開示制度とは、その対象となる株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項に係る情報をウェブ開示することにより、これらを株主に対して提供したとみなすものです。本改正案では、ウェブ開示の対象とならない事項についても、ウェブ開示することで提供したとみなされることはないものの、ウェブ開示することを妨げるも

のでないとの規定が別途設けられています。

10. 企業結合会計基準等の改正に伴う規定の整備

企業会計基準委員会による企業結合に関する会計基準(平成25年9月13日 改正企業会計基準第21号)その他の会計基準等の改正に伴い、以下のとおり、関連規定の整備を行うほか、所要の改正が行われています(計規2等)。

(1) 計算書類及び連結計算書類における表示に係る整備

企業結合に関する会計基準において、連結貸借対照表の表示科目の名称変更がされたこと、連結損益計算書の当期純利益に非支配株主に帰属する部分も含めることとされたこと 등을踏まえ、会社計算規則の規定が整備されています(計規76、93、94、96Ⅱ、Ⅷ、102、113)。

(2) 株主資本等変動計算書における暫定的な会計処理の確定に係る整備

企業結合年度の翌年度に暫定的な会計処理の確定を行い、

図表3 経過措置

項目	経過措置
会社法施行規則関係	<p>■ 株主総会参考書類に係る改正</p> <p>■ 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会に係る株主総会参考書類について、</p> <p>①改正後の会社法施行規則第74条第3項、第76条第3項及び第77条第8号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>②改正後の会社法施行規則第74条の3第3項の規定の適用については、同項中「他の者」とあるのは「他の会社」と、「子会社等」とあるのは「子会社」とする。この場合において、同項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>③その記載に係る特定関係事業者については、改正後の会社法施行規則第2条第3項第19号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>■ 上記のほか、施行日前に招集の手続が開始※された株主総会に係る株主総会参考書類については、なお従前の例による。</p> <p>※招集の決定の取締役会決議を指すものと考えられる。</p>
事業報告及びその附属明細書に係る改正	<p>■ 施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告及びその附属明細書の記載又は記録については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に作成される事業報告については、改正後の会社法施行規則第124条第2項及び第3項の規定(社外取締役を置くことが相当でない理由)を適用する。</p> <p>■ 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る株式会社の事業報告に係る改正後の会社法施行規則第118条第2号の規定(内部統制システムの運用状況の概要)の適用については、「運用状況(改正法の施行の日以後のものに限る)」とする。</p> <p>■ 上記の事業報告及びその附属明細書に係る改正後の会社法施行規則第118条第5号及び第128条第3項の規定(利益相反取引)の適用については、これらの規定中「含む」とあるのは、「含み、改正法の施行の日以後にされたものに限る」とする。</p>
会社計算規則関係	<p>計算書類及び連結計算書類における表示に係る改正</p> <p>平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。</p>
	<p>株主資本等変動計算書における暫定的な会計処理の確定に係る改正</p> <p>平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、従前の例による。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係るものについては、同項の規定を適用することができる。</p>

企業結合年度の翌年度のみの表示が行われる場合には、株主資本等変動計算書において、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載することとされたことを踏まえ、会社計算規則の株主資本等変動計算書の表示に関する規定が改正されています(計規96Ⅷ)。

III 施行時期及び経過措置

施行時期は、原則として改正法の施行日（平成27年5月1日が予定）から施行するとされています。また、一定の事項について、図表3のとおり、経過措置が定められています。

【参考情報】

法務省民事局「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集について」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00164.html

電子政府の総合窓口 e-Gov

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMS_TDETAIL&id=300080119&Mode=0

「会社法の一部を改正する法律等の成立」

<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/accounting-financial-topics/pages/companies-act-20140715.aspx>

【バックナンバー】

「会社法の一部を改正する法律等の成立」

(KPMG Insight Vol.7/July 2014)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL: 03-3266-7503 (代表番号)

パートナー 和久 友子
tomoko.waku@jp.kpmg.com

マネジャー 坂本 幸寛
yukihiro.sakamoto@jp.kpmg.com

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.